

発電用火力設備の技術基準の解釈についての一部を改正する案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

発電用火力設備の技術基準の解釈について

改 正 案	現 行
<p>(燃料電池設備の材料)</p> <p>第四十三条 省令第三十条第一項に規定する「耐圧部分」とは、 第二条第一項の規定を準用するものをいう。</p> <p>2 省令第三十条第一項に規定する「安全な化学的的成分及び機械的強度を有するもの」とは、第二条第二項の規定を準用するものをいう。</p> <p>(燃料電池設備の構造)</p> <p>第四十四条 省令第三十一条第一項に規定する「安全なもの」とは、次の各号に掲げるものであり、第四十五条及び第四十六条の耐圧及び気密に係る性能を有するものをいう。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 省令第三十一条第二項に規定する「火傷のおそれがない温度」とは、表面の素材が金属製のもの、陶磁器製のもの及びガラス製のものにあつては六十 以下とし、その他のものにあつては七十 以下とする。</p> <p>(ガスの漏洩対策)</p> <p>第四十八条 省令第三十三条第一項に規定する「燃料ガスが漏洩した場合の危害を防止するための適切な措置」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(非常停止装置)</p> <p>第四十九条 省令第三十四条第一項に規定する「その異常が発生した場合」とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、燃料</p>	<p>(燃料電池設備の材料)</p> <p>第四十三条 省令第三十条に規定する「耐圧部分」とは、第二条第一項の規定を準用するものをいう。</p> <p>2 省令第三十条に規定する「安全な化学的的成分及び機械的強度を有するもの」とは、第二条第二項の規定を準用するものをいう。</p> <p>(燃料電池設備の構造)</p> <p>第四十四条 省令第三十一条に規定する「安全なもの」とは、次の各号に掲げるものであり、第四十五条及び第四十六条の耐圧及び気密に係る性能を有するものをいう。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(ガスの漏洩対策)</p> <p>第四十八条 省令第三十三条に規定する「燃料ガスが漏洩した場合の危害を防止するための適切な措置」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(非常停止装置)</p> <p>第四十九条 省令第三十四条に規定する「その異常が発生した場合」とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p>

電池設備が事業用電気工作物である場合には、第五号及び第六号の規定は適用しない。

- 一 燃料・改質系統設備内の燃料ガスの圧力又は温度が著しく上昇した場合
 - 二 改質器のバーナーの火が消えた場合
 - 三 蒸気系統設備内の蒸気の圧力又は温度が著しく上昇した場合
 - 四 室内に設置されるものにあつては、燃料ガスが漏洩した場合
 - 五 筐体内の温度が著しく上昇した場合
 - 六 制御装置に異常が生じた場合
- 2) 省令第三十四条第一項に規定する「当該設備を自動的かつ速やかに停止する装置」とは、燃料電池設備を電路から自動的に遮断し、燃料電池、燃料・改質系統設備及び燃料気化器への燃料の供給を自動的に遮断する装置をいう。

- 一 燃料・改質系統設備内の燃料ガスの圧力又は温度が著しく上昇した場合
- 二 改質器のバーナーの火が消えた場合
- 三 蒸気系統設備内の蒸気の圧力又は温度が著しく上昇した場合
- 四 室内に設置されるものにあつては、燃料ガスが漏洩した場合